

とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕概要版

～誰もが個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会の実現を目指して～

計画期間【2026～2030年度（令和8～12年度）5か年】

趣旨

男女が互いに人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かれ合い、性別にかかわりなく、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、全ての人が自分らしい生き方を選択でき、心豊かに暮らすことができる、私たちが目指すべき社会です。

男女共同参画の視点は、少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢や価値観の変化などに伴う様々な課題に対応するうえで必要不可欠です。しかし、いまだ解決すべき課題が多く残されていることから、「栃木県男女共同参画推進条例」（平成14年12月27日制定）の基本理念にのっとり、「日光声明」（令和5年6月25日）の内容を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため「とちぎ男女共同参画プラン〔6期計画〕」を策定するものです。

【条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 ワーク・ライフ・バランスの実現
- 5 男女の生涯にわたる健康の保持
- 6 國際社会の動向を踏まえた取組

計画が目指す社会のすがた

家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で
・性別や年齢にとらわれず、一人ひとりの権利が尊重され
・それぞれの個性・能力が発揮でき
・互いに責任を分かれ合い、協力し、支え合う
心豊かに、いきいきと望む形で安心して暮らせる社会



施策の体系

施策の柱

I 男女がともに活躍できる社会づくり

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

III 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会づくり

施策の方向

1 社会全体の意識変革

2 あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

3 多様な活躍の場の創出

1 ワークイノベーションの推進

2 女性の活躍と経済的自立

3 男性の家事・育児への参画推進

1 男女の人権の尊重と暴力の根絶

2 困難を抱える女性等への支援

3 ライフステージに応じた健康への支援

4 災害対策における男女共同参画

計画の推進

総合的な推進体制の充実

施策の展開

施策の柱I 男女がともに活躍できる社会づくり

現状と課題

- ・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、様々な場面で男女の格差を生じさせるほか、若年女性の転出超過の一因ともなっており、社会全体での意識の変革が必要です。
- ・社会情勢等の変化に対応するためには多様な視点の確保が重要ですが、意思決定層や指導的立場に占める女性の割合は諸外国に比べて圧倒的に低く、あらゆる場において女性の参画を拡大していく必要があります。
- ・誰もが望む形で活躍できるよう、若いうちから自らの生き方を考え、自由に選択できる環境整備が重要です。

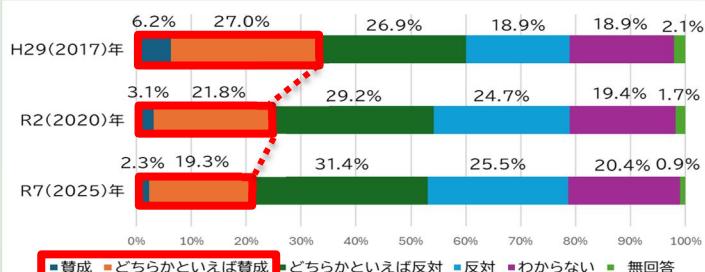
施策の方向1 社会全体の意識変革

- 施策1 固定的な性別役割分担意識及びアンコンシャス・バイアスの解消
- 施策2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実
- 施策3 男女平等を推進する学校教育の充実
- 施策4 男女共同参画を推進する学習機会の充実

施策の方向3 多様な活躍の場の創出

- 施策1若い世代の多様な活躍に向けたライフデザイン教育
- 施策2理工系分野への女性の進路選択促進
- 施策3女性の就業とチャレンジへの支援
- 施策4地域における生涯を通じた活躍の支援

固定的な性別役割分担意識（「男は外で働き、女は家庭を守るべき」との考え方について（全体）
出典：栃木県政世論調査



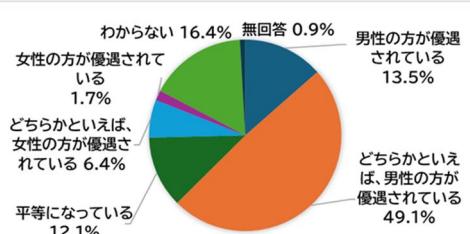
施策の方向2 あらゆる分野の意思決定層における

女性の参画拡大

- 施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 施策2 あらゆる分野における女性人材の育成・活躍拡大

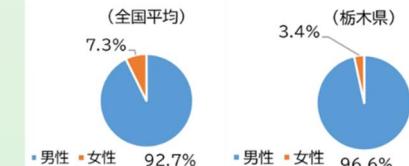
社会全体の中での男女の地位の平等感（全体）

出典：令和7(2025)年度栃木県政世論調査



自治会長における男女の割合（全国平均、栃木県）

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況（2024年度）」より作成



施策の柱II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

現状と課題

- ・職業や家庭に対する意識が変化する中、誰もが希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会づくりに向けて、男性の長時間労働を前提とした労働慣行の見直しや多様で柔軟な働き方の推進、職場風土の変革等が必要です。
- ・女性が出産や育児等によりキャリアアップの機会を失うことなく、望む形で十分に能力を発揮できる環境の整備が必要です。また、女性に多い非正規雇用による働き方が男女の賃金格差や高齢隠れの貧困の一因ともなっています。
- ・家事や育児等の無償労働は依然として女性に偏っており、男性の家事等への参画に向けた意識の変革が必要です。

施策の方向1 ワークイノベーションの推進

- 施策1 働き方の見直しに向けた経営者等の意識と職場風土の変革
- 施策2 多様で柔軟な働き方の推進
- 施策3 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

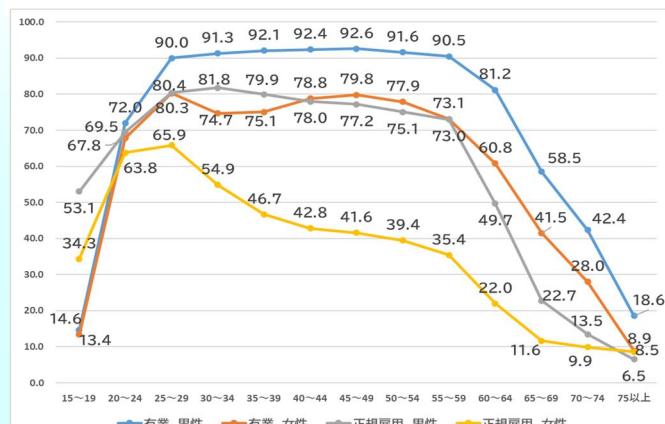
施策の方向3 男性の家事・育児への参画推進

- 施策1 社会全体の意識変革と支援の充実
- 施策2 とも家事・とも育ての推進に向けた経営者等の意識と職場風土の変革

施策の方向2 女性の活躍と経済的自立

- 施策1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進
- 施策2 管理職への女性登用の推進
- 施策3 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進
- 施策4 多様なキャリアの実現に向けた支援
- 施策5 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の活躍促進

栃木県の男女別年齢階級別就業率(M 字カーブ)及び正規雇用率(L字カーブ)
(2020年) 出典:総務省「令和2年国勢調査」より作成



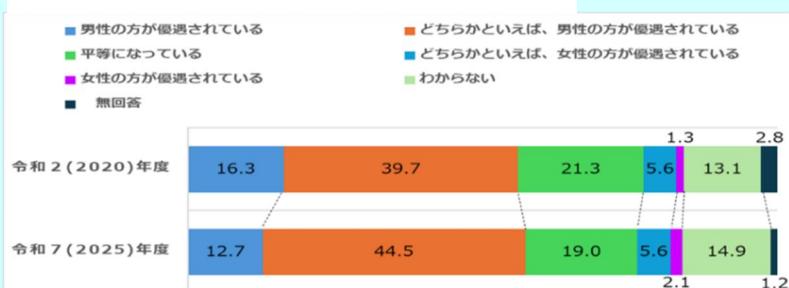
本県の夫と妻の1日当たりの家事時間
(6歳未満の子を持つ世帯、週全体の平均)



(出典:平成28(2016)年、令和3(2021年)
社会生活基本調査結果より作成)

働く場における男女の地位の平等感

出典:令和2(2020)年、令和7(2025)年栃木県政世論調査



ともじか©栃木県

とも家事推進キャラクター ともじか

施策の柱III 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会づくり

現状と課題

- 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数は高止まりしており、暴力根絶の取組の強化が必要です。
- DVや交際相手からの暴力等の被害は複雑化・多様化しており、個々のケースに応じた対応が必要です。
- 仕事と健康課題の両立に向けて、性差による特性の違いへの理解の促進が必要です。
- 大規模な自然災害が頻発する中、性差によるニーズや影響の違いなどに十分配慮した災害対応が必要です。

施策の方向1 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策1 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

施策2 若年層や教職員を対象とした性暴力等被害防止の取組強化

施策の方向3 ライフステージに応じた健康への支援

施策1 性別や年齢、ライフステージに応じた健康への支援

施策2 性の尊重、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※の推進 ※ 性と生殖に関する健康と権利

施策の方向2 困難を抱える女性等への支援

施策1 様々な困難を抱える女性等への支援

施策2 DV被害者等支援対策の推進

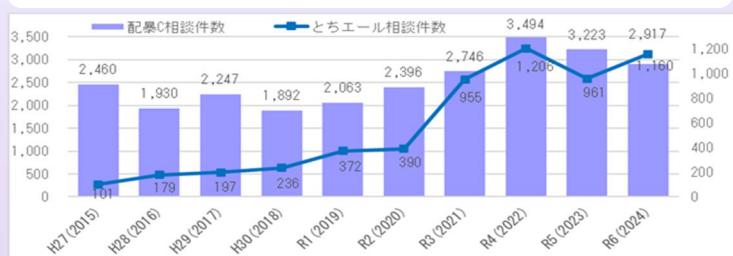
施策の方向4 災害対策における男女共同参画

施策1 防災分野における男女共同参画の推進

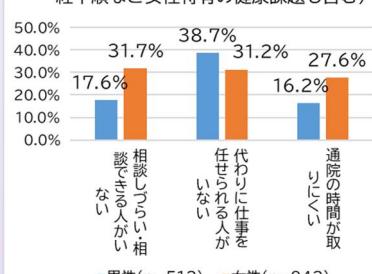
施策2 ジェンダーの視点を取り入れた避難所運営

配偶者暴力相談支援センター相談件数、とちエール相談件数

栃木県生活文化スポーツ部調べ



働く上で、身体や心の不調、健康問題(月经不順など女性特有の健康課題も含む)



(出典:栃木県「令和6年度働き方・女性活躍に関する従業員の意識調査」)

指標

I 男女がともに活躍できる社会づくり 関係

	[基準値]	⇒	[目標(値)]
・社会全体における男女の地位（「平等になっている」と回答した人の割合）	R7年度： 12.1%	⇒	基準値から上昇
・固定的な性別役割分担意識（「男は外で働き、女は家庭を守るべき」との考え方方に「賛成」「どちらかと言えば賛成」と回答した人の割合）	R7年度： 21.6%	⇒	基準値から減少
・県の審議会等委員に占める女性の割合	R7.4.1： 39.6%	⇒	45.0%
・市町の審議会等委員に占める女性の割合	R7.4.1： 30.0%	⇒	40.0%
・とちぎ女性活躍応援団登録企業等の数	R6年度末： 1,532社	⇒	2,200社

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり 関係

	[基準値]	⇒	[目標(値)]
・総労働時間	R6年： 1,673時間	⇒	1,650時間
・男女生き活き企業認定企業数	R6年度末： 342社	⇒	650社
・男性の育児休業取得率	R6年： 50.0%	⇒	85.0%
・女性管理職を登用している企業の割合	R6年： 45.6%	⇒	58.0%
・女性の平均勤続年数	R6年： 10.9年	⇒	11.5年

III 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会づくり 関係

	[基準値]	⇒	[目標(値)]
・DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校等の数	R6年度末： 40校	⇒	100校
・県と連携して女性支援を実施する民間団体数	R7年度末： 1団体	⇒	3団体
・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち、就職等の実績があった者の割合	R6年度末 58.1%	⇒	基準値から上昇
・がん検診受診率 ①子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳）	R5年度： 46.9%	⇒	60%以上
②乳がん検診受診率（40歳から69歳）	R5年度： 52.0%	⇒	60%以上

計画の推進体制：総合的な推進体制の充実

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、（独）男女共同参画機構とも連携しながら、オール栃木体制で取組を展開していきます。

- 県の推進体制の充実
- とちぎ男女共同参画センター（愛称：パリティ）を核とした男女共同参画の推進
- 市町との連携
- 県民・事業者・民間団体との連携
- 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

計画の性格と役割

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく「都道府県男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条1項に基づく「都道府県推進計画」として位置付けています。
- 国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、本県における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。県の総合計画等と調和のとれたものとします。

国の計画、関係法制度の改正等

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律一部改正（R7.6）、基本方針変更（R7.11）
- 国の男女共同参画基本計画（第6次）策定（R8.3閣議決定予定）

